

行政刷新会議

規制・制度改革委員会

「集中討議」

〔第1日〕平成24年11月27日（火）

【農林漁業分野①】

農地を所有している非農家の組合員資格保有と  
いう農協法の理念に違反している状況の解消

13:30～14:00

【農林漁業分野②】

農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保  
険制度の連携強化による資金供給の円滑化

14:00～15:00

【農林漁業分野③】

農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築  
による農地転用基準の見直し

15:30～17:00

内閣府 規制・制度改革担当事務局  
〒100-8970 千代田区霞が関3-1-1  
電話：03-5253-2111（代表）

# 規制・制度改革委員会 集中討議

## 第1日 出席者名簿

### 【委員会構成員】

委員長代理	大室 康一	三井不動産株式会社特別顧問
	市川 眞一	クレディ・スイス証券株式会社 チーフ・マーケット・ストラテジスト
	大上 二三雄	エム・アイ・コンサルティンググループ株式会社 代表取締役
	佐久間総一郎	新日鐵住金株式会社常務取締役

### 【専門委員】

本間 正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
-------	--------------------

### 【事業者等】※農林漁業③のみ

古在 豊樹	NPO植物工場研究会理事長
竹内 勝	有限会社竹内園芸取締役
丸尾 達	千葉大学大学院園芸学研究科准教授

# 目 次

## 農林漁業分野①

農地を所有している非農家の組合員資格保有と  
いう農協法の理念に違反している状況の解消

農林水産省提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 農林漁業分野②

農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険  
制度の連携強化による資金供給の円滑化

農林水産省提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

経済産業省提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

大上委員提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

## 農林漁業分野③

農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築に  
よる農地転用基準の見直し

農林水産省提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

千葉大学大学院 丸尾准教授提出資料・・・・ 36

大上委員提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

農地を所有している非農家の組合員資格保有という  
農協法の理念に違反している状況の解消

平成 2 4 年 1 1 月

**農林水産省**

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果(抜粋)

「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期		
3. 農業分野					
⑦	農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消	土地持ち非農家を正組合員の一部とする制度の適用状況を把握するとともに、当該土地持ち非農家を正組合員として留めておくことの必要性について、個々に検証を行う。	逐次実施	農林水産省	<p>農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)を一部改正(平成23年4月1日公布)し、業務報告書に「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第32条第1項に基づく特例措置の適用状況」の欄を追加した。</p> <p>また、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知)」を策定し、定款に上記特例措置の規定を置くことについて、組合員の意向や動向等を踏まえてその必要性を個々に検証することを求める旨を規定した。</p> <p>省令改正と指針策定により対応し、平成23年8月10日に開催された都道府県農協指導担当者会議にて周知したところであるが、さらに、平成23年10月から11月にかけて開催されたブロック会議にて、都道府県担当者に加え、都道府県農協中央会等の担当者に対しても周知した。</p> <p>また、平成24年4月26日に開催された都道府県農協指導担当者会議を通じて、引き続き周知に努めた。</p>

2

- 農協の組合員資格については、各農協に対し、1年に1回以上定期的に確認することを要求〔監督指針〕
- 基盤強化法の特例措置を定款に規定している農協に対しては、特例措置を置くことについて、組合員の意向や動向等を踏まえてその必要性を個々に検証することを要求〔監督指針〕
- 基盤強化法の特例措置の適用状況については、農協が都道府県に提出する業務報告書に記載することを義務付け(平成23年4月1日から開始される事業年度の決算から)〔省令〕

基盤強化法の特例措置の適用状況(平成24年3月期決算農協調べ)

調査対象農協数(①)	388 (注)
特例正組合員のいる農協数(②)	3
割合(②/①)	0.77 %
②の農協における特例正組合員数合計(③)	116
②の農協における正組合員数合計(④)	33,296
割合(③/④)	0.35 %

(注) 平成24年3月期決算の総合農協388農協について調査。

# 業務報告書の様式

## 第1 事業概況書

### 2 組合の運営組織の状況に関する事項

#### (2) 組合員の状況

##### イ 組合員数

(単位：組合員数)

資格区分	前期末	当期加入	当期脱退					当期末	
			持分全部の譲渡	資格喪失	死亡又は解散	除名	合計		
正組合員	個人（うち女性）	( )	( )					( )	( )
	うち組合員たる地位を失わない者								
	法人	農事組合法人							
		その他の法人							
	計								
准組合員	個人（うち女性）	( )	( )					( )	( )
	農業協同組合								
	農事組合法人								
	その他の団体								
	計								
合計									
摘要：当期末正組合員戸数		戸							
当期末正組合員戸数		戸							
当期の組合員資格確認日		年 月 日							
当期の組合員資格確認方法									

#### (記載上の注意)

- 「うち組合員たる地位を失わない者」欄は、基盤強化法第32条第1項の規定により准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者の数を記載すること。
- 「摘要」欄の「当期の組合員資格確認方法」は、具体的に記載すること。

農林水産業信用保証保険制度と  
中小企業信用保険制度の連携強化による  
資金供給の円滑化

5

平成 2 4 年 1 1 月

農林水産省

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果（抜粋）  
 「規制・制度改革に係る追加方針」（抜粋）平成23年7月22日閣議決定

規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定） における決定内容				所管 省庁	実施状況
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施 時期		
3. 農林・地域活性化分野					
⑫	農林水産業信用保証 保険制度と中小企業 信用保証制度の連携 強化による資金供給 の円滑化	③農林水産省と経済産業 省は、両制度の対象となる 業種について事例集を作成 し、事業者や地域金融機関 への周知徹底を図る。また、 信用保証協会と基金協会 は同一地域に存在する両 協会間での連絡体制を構築 し、一方の制度で対象とな らない場合は、相互の協会 に紹介を行う。さらに、農林 水産物の生産・加工・販売 を一気通貫で行う事業者に 対しては、金融機関と両協 会が連携の上、事業者の負 担軽減の観点を踏まえた事 務手続等の簡素化を図りつ つ、生産部分は基金協会、 加工・販売部分は信用保証 協会と分担する等、円滑な 保証引受けのための体制を 構築する。	平成23 年度着 手、で きる限 り早期 に措置	農林 水産 省、 経済 産業 省	（農林水産省、経済産業省） ③上述のとおり実施した実態調 査による事例の収集等、他業態 から農業に参入した事例を含め て、両制度の対象業種を明確に した事例集を7月中に作成する 予定であり、同事例集を活用し て利用者の利便性が損なわれな いように事業者や金融機関等に 周知徹底を図っていく。 さらに、農林水産物の生産・加 工・販売を一気通貫で行う事業 者の負担軽減等が図られるよう、 基金協会と保証協会間での連携 強化を改めて周知徹底する文書 を、同事例集作成後直ちに主務 省から発出し、一層の連携を図 り利用者の利便性確保に向けた 円滑な保証引受けのための体制を 構築する。

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果（抜粋）  
 「規制・制度改革に係る追加方針」（抜粋）平成23年7月22日閣議決定

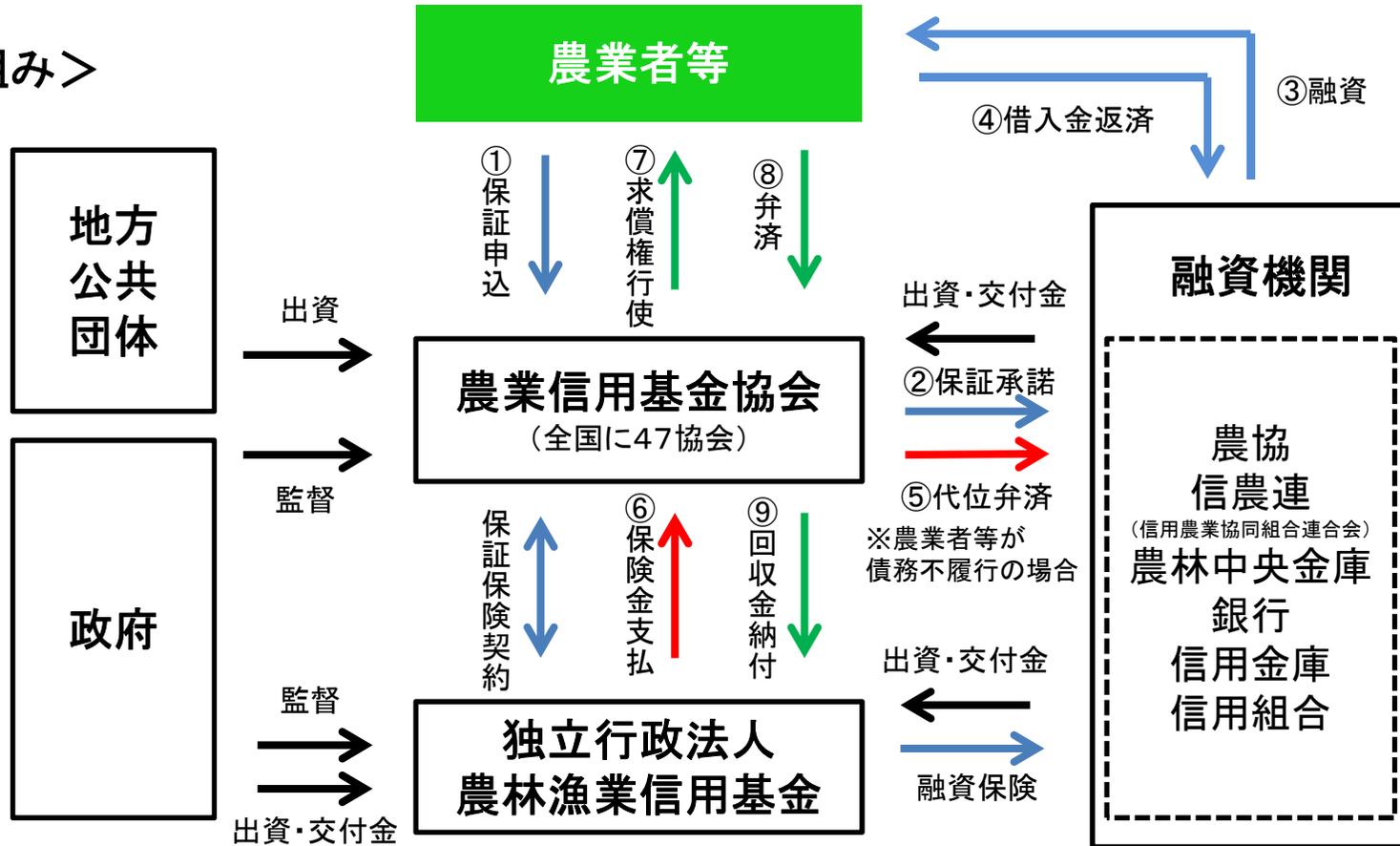
規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定） における決定内容				所管 省庁	実施状況
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施 時期		
3. 農林・地域活性化分野					
⑫	農林水産業信用保証 保険制度と中小企業 信用保険制度の連携 強化による資金供給 の円滑化	④農林水産省が基金協会 の保証料率の見直し等の 検討を行うに当たり、経済 産業省は、中小保険の制度 設計に関する情報提供を行 う。	平成23 年度検 討開始、 平成24 年度中 に結論	農林 水産 省、 経済 産業 省	（農林水産省） ④農林水産省は基金協会の保 証料率の見直し等について、経 済産業省から中小企業CRDの 制度設計に関する情報提供を得 つつ、保険機関でもある独立行 政法人農林漁業信用基金の次 期中期目標（平成25年度～）とも 連動させた上で、平成23年度か ら関係機関と十分協議し、平成 24年度中に一定の結論を得る。 （経済産業省） ④農林水産省が基金協会の保 証料率の見直し等の検討を行う に当たり、経済産業省からは、 中小企業CRDの制度設計に関 する情報提供等を行う。

7

# 農業信用保証保険制度の概要

- 農業信用保証保険制度は、農業経営に必要な資金の融通を円滑にし、農業経営の改善等に資することを目的として設けられた制度。
- 各県の農業信用基金協会が、融資機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証し、その保証について独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険によって補完する仕組み。
- 独立行政法人農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が保証する場合を除き、融資機関の大口貸付等について直接保険引受をする融資保険を実施。

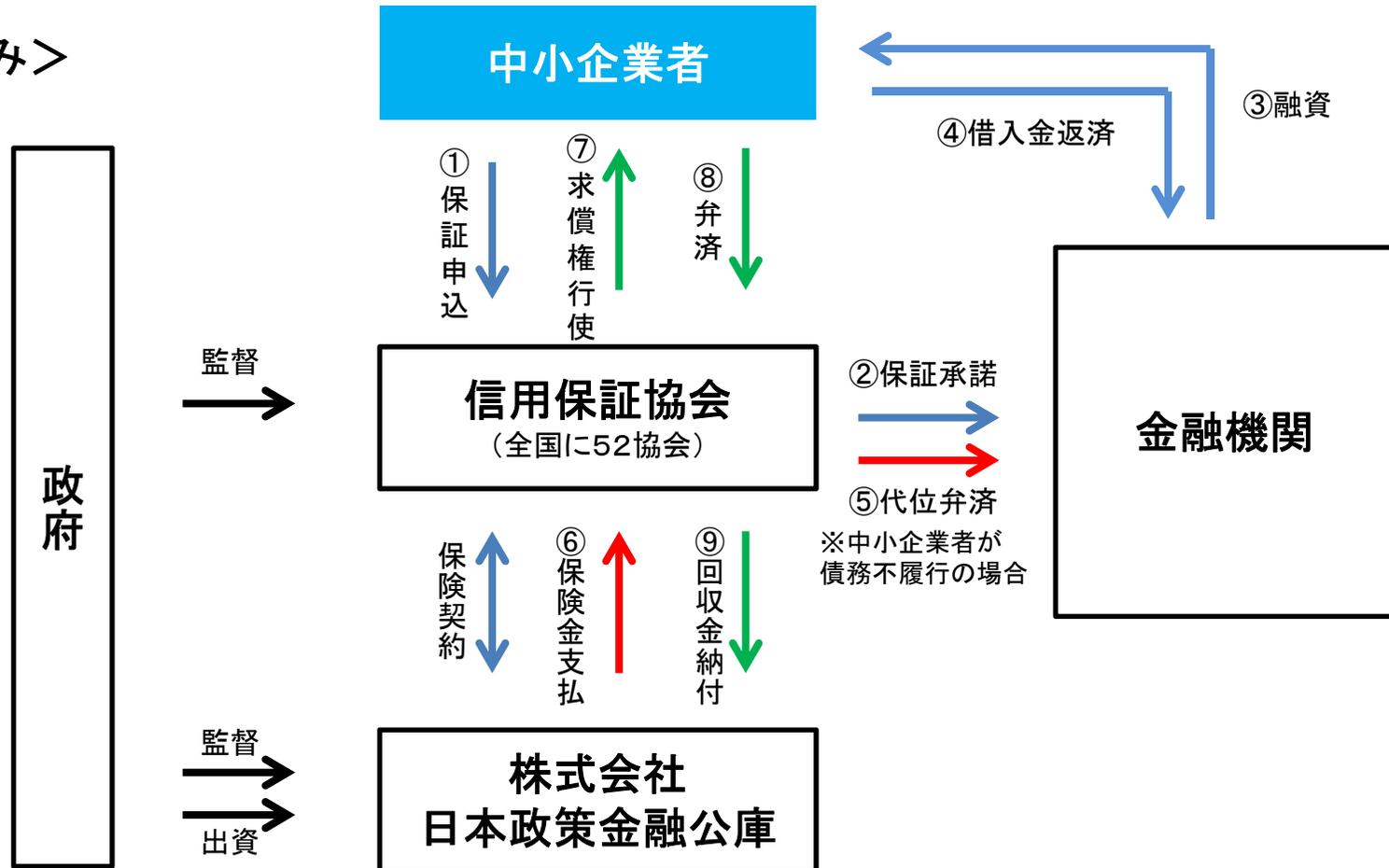
## <仕組み>



## 信用補完制度の概要

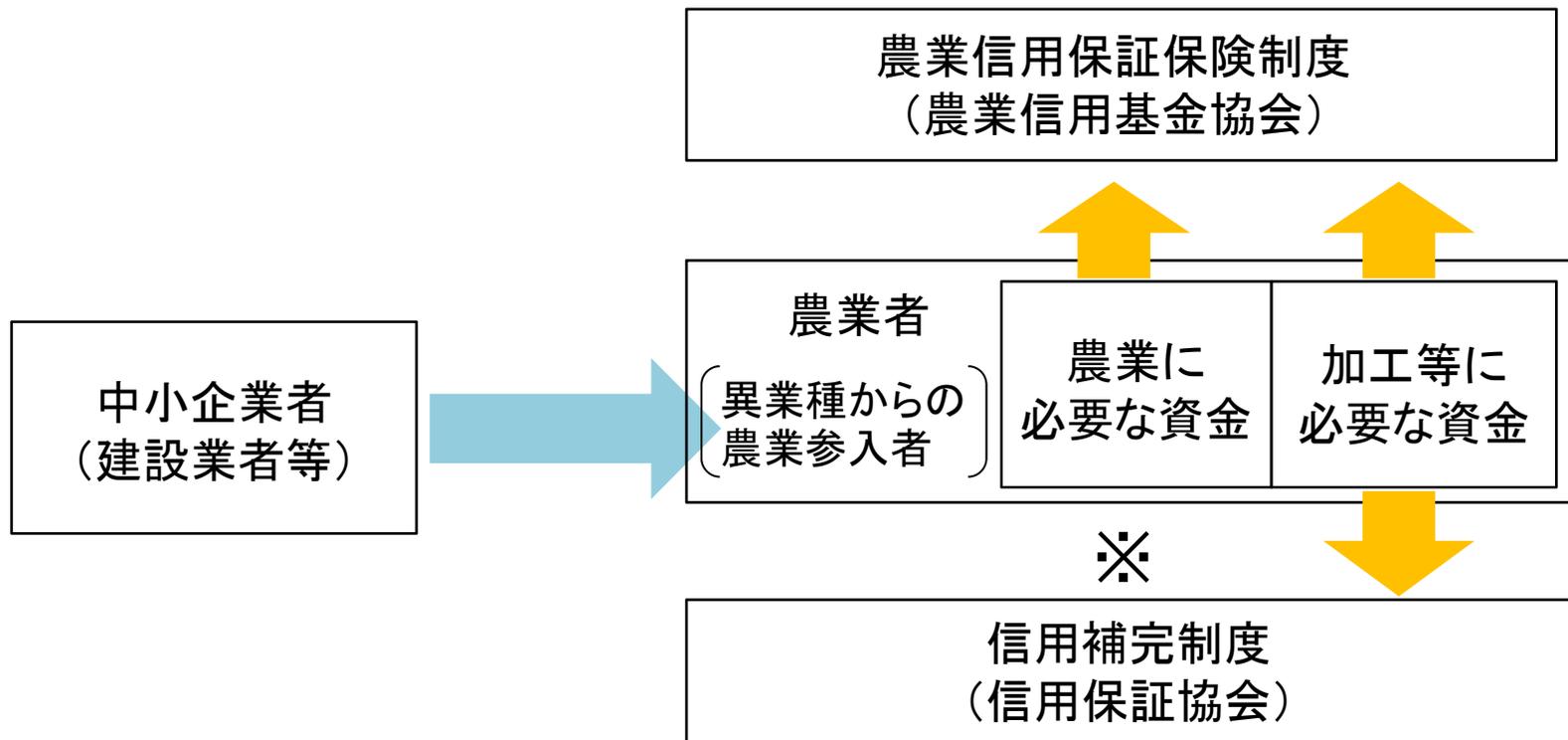
- 信用補完制度は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にし、中小企業の振興を図ることを目的として設けられた制度。
- 信用保証協会が、金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証し、その保証について日本政策金融公庫の保険によって補完する仕組み。

### <仕組み>



## 農業及びその関連事業に必要な資金についての債務保証

- 農業者等が行う農業及びその関連事業(加工・流通・販売等)に必要な資金については、農業信用保証保険制度の対象。
- また、建設業者等の異業種から農業に参入する事業者が、農業及びその関連事業に必要な資金を借り入れる場合、当該資金についても、農業信用保証保険制度の対象。



※ 異業種からの農業参入者から、信用保証協会に対し、農業に必要な資金についての相談があった場合には、信用保証協会から農業信用基金協会に取り次ぎ(両協会のカウンターパート間で連絡)、農業信用基金協会が対応。

## 農業信用基金協会と信用保証協会の連携体制の強化

- 中小企業者が農業参入する場合などに円滑な制度利用が可能となるように、両制度の概要・対象業種等について紹介した事例集の作成・配布、両協会の連携強化を改めて周知徹底する文章の発出等により、両協会の連携体制を強化。
- 今後、連携不足等の問題を把握した場合、個別指導を行うとともに、再徹底通知を発出する等対応。

- 本年2月に、農水省・中企庁合同で両協会の実態を調査
- 7月下旬に両制度の概要・対象業種等について紹介した事例集を作成
- 7月31日付けで同事例集を配布するとともに連携強化の周知文書を発出
- 事例集の配布に合わせ、両協会のカウンターパートの確認を改めて行わせ、円滑に連携する体制を強化
- 8月10日に農林水産省HPで同事例集を公表

### 事例集で取り上げた主な事例

1. 建設業者が委託を受けて田畑の耕起を行うケース
  - ・田畑の耕起は農業に該当し、農業信用保証保険制度の対象（信用補完制度の対象外）
2. 観光業者がイチゴ農園を経営するケース
  - ・来場者に販売する目的で行うイチゴの生産は農業に該当し、農業信用保証保険制度の対象（信用補完制度の対象外）
  - ・農業以外の部分として扱われるイチゴの売店などは信用補完制度でも対象
3. 農業者が生産から加工・販売まで手掛けるケース
  - ・農業者が必要とする資金は、生産のみならず加工・販売まで農業信用保証保険制度の対象（加工・販売に係る事業については、信用補完制度でも対象）

## 農業信用保証保険制度の保証料率の見直しに係る検討状況

- 農業信用保険の保険料率は資金の性格と資金ごとの事故率を勘案した水準となっているところ。  
一方、中小企業信用保険の保険料率は、中小企業者の信用リスクに応じた水準となっているところ。  
※ 保険料率は農業信用基金協会の保証料率の範囲内で設定されており、保証料率の見直しに当たっては保険料率の見直しが必要。
- 農業信用保険の保険料率について、経済産業省より中小企業CRDの制度設計に関する情報提供を受けつつ、利用者の経営努力が保険料率に反映されるようにする観点から見直しを行うことを検討。

### 農業信用保険

資金の性格と資金ごとの事故率を勘案した保険料率とするため、事故率等の水準をベースに0.22%～0.34%の4区分の保険料率を設定

資金区分		保険料率
制度資金	前向き投資・運転資金	0.22%
	負担軽減支援資金等の借換資金	0.34% (国からの信用基金への助成前は1.57%)
民間金融機関プロパー資金	農業施設資金	0.32%
	農業運転資金	0.30%

### 中小信用保険

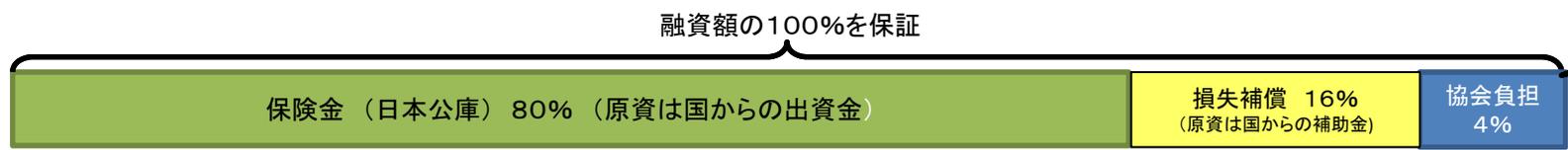
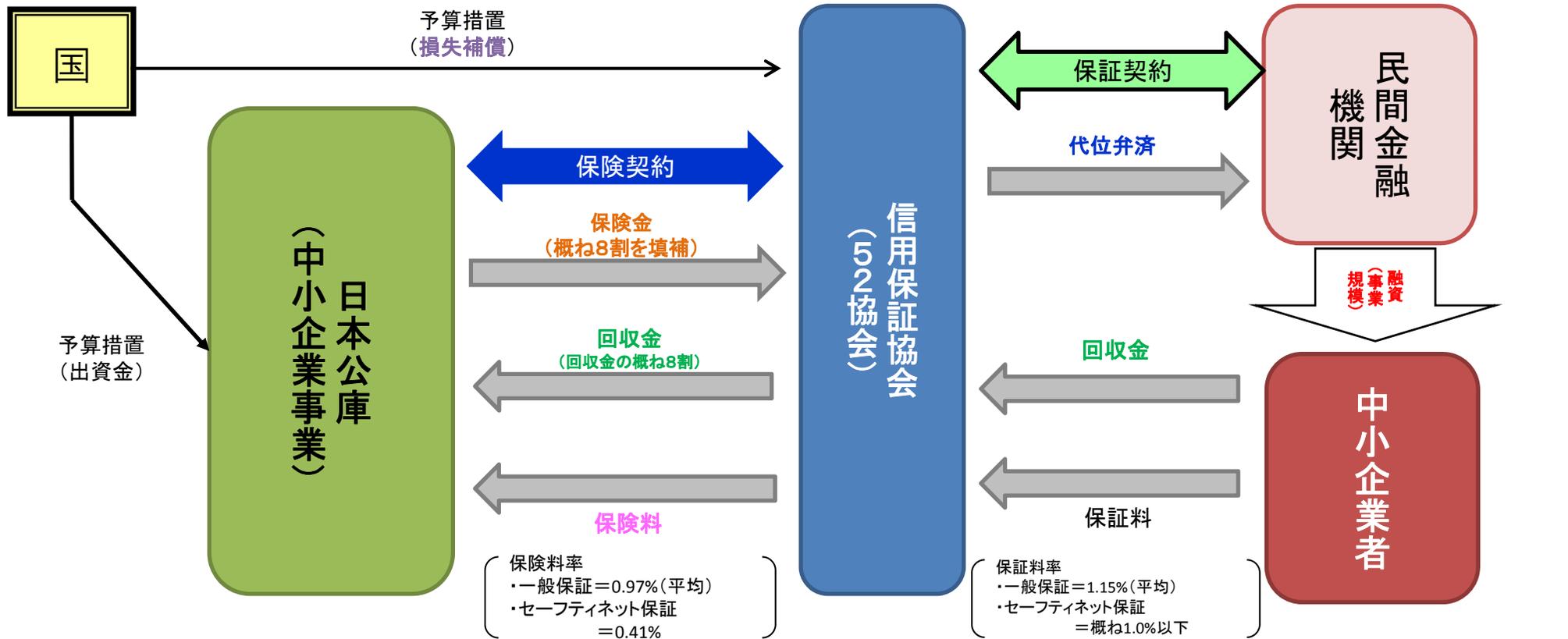
中小企業者の信用リスクに応じた保険料率を設定するため、申込者ごとの信用リスクの違いを示す債務者区分をベースに、0.25%～1.69%の9区分の保険料率を設定

# 中小企業信用補完制度について

平成24年11月  
中小企業庁金融課

# 信用補完制度の概要

○民間金融機関からの借入の際に、信用保証協会が保証を行うことにより、中小企業者の信用力を補完。



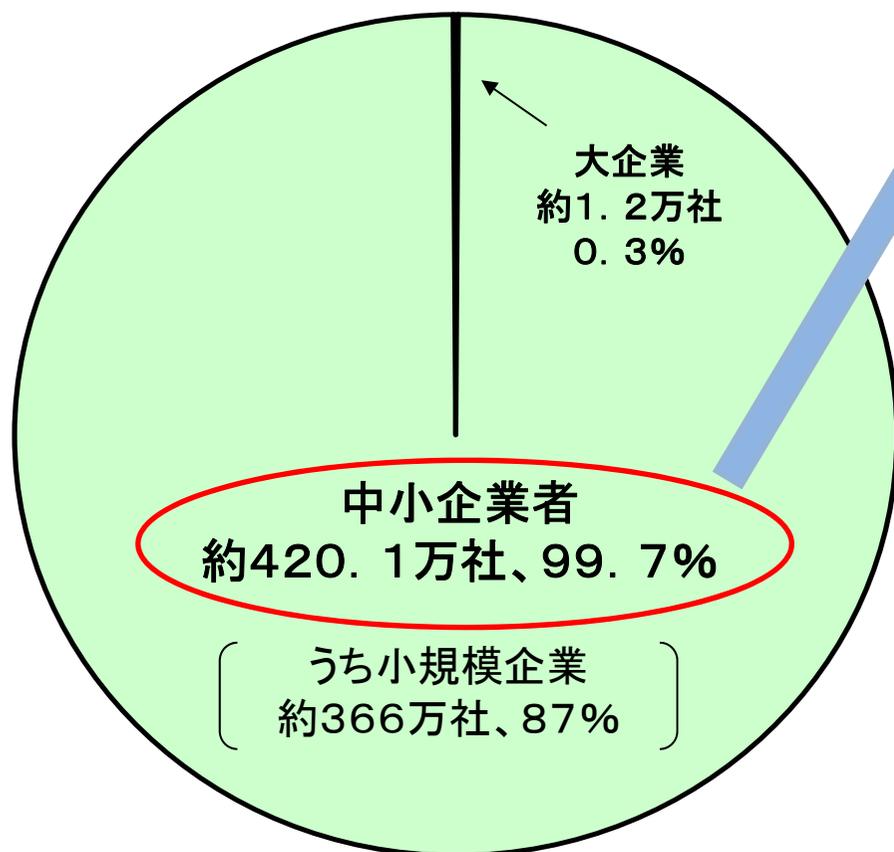
一般保証 (80%保証) の負担割合

セーフティネット保証 (100%保証) の負担割合

# 公的金融機関の利用状況

○中小企業者420万社のうち、多数の事業者が公的金融機関を利用。

全企業数(421.3万社)



うち、公的金融機関を利用する事業者

		利用事業者数
政策金融	公庫(中小)	4.6万社
	公庫(国民)	98万社
	商工中金	7.1万社
信用保証		154万社

※2011年度末時点。

総務省「平成21年経済センサス基礎調査」再編加工

# 中小企業向け貸出の推移

○中長期的には、中小企業向け貸出の全体額は縮小傾向にある。

○リーマンショックや大震災を経て、同貸付に占める公的金融機関のシェアは拡大傾向。

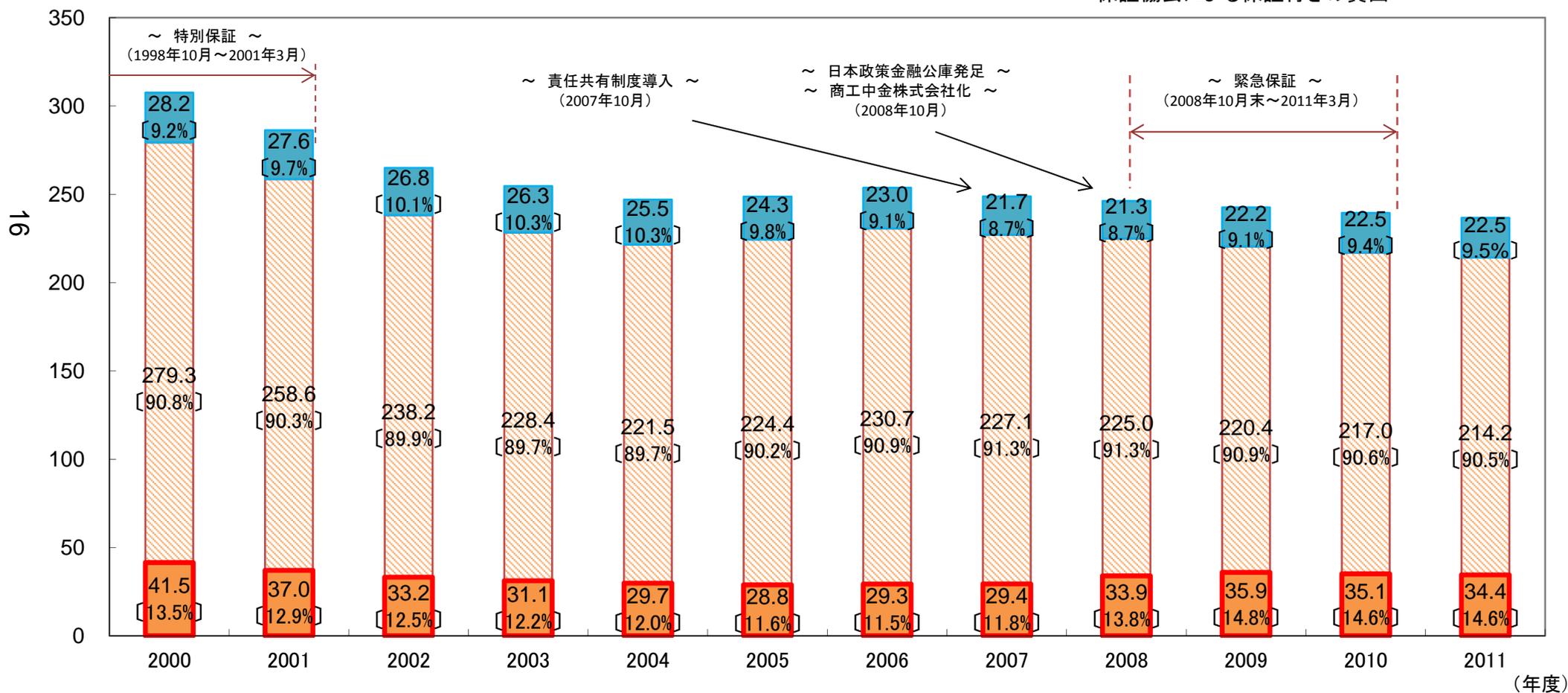
(兆円)

民間金融機関と政府系金融機関の中小企業向け貸出の推移

民間金融機関

公的金融機関(公庫・商工中金)

中小企業向け貸出のうち、  
保証協会による保証付きの貸出



資料: 日本銀行統計、連合会統計より中小企業庁作成

(備考) 1. 年度末の残高を記載(左目盛)。

2. []内は構成比。

3. 民間金融機関とは、国内銀行及び信用金庫の合計(個人向けや地方公共団体向けの貸出は除外)。

# 信用保証の利用対象者

○利用対象者は、下表の「資本金」または「常時使用する従業員数」のいずれか一方に該当する中小企業者。

＜中小企業信用保険法第2条及び同施行令第1条2項により規定＞

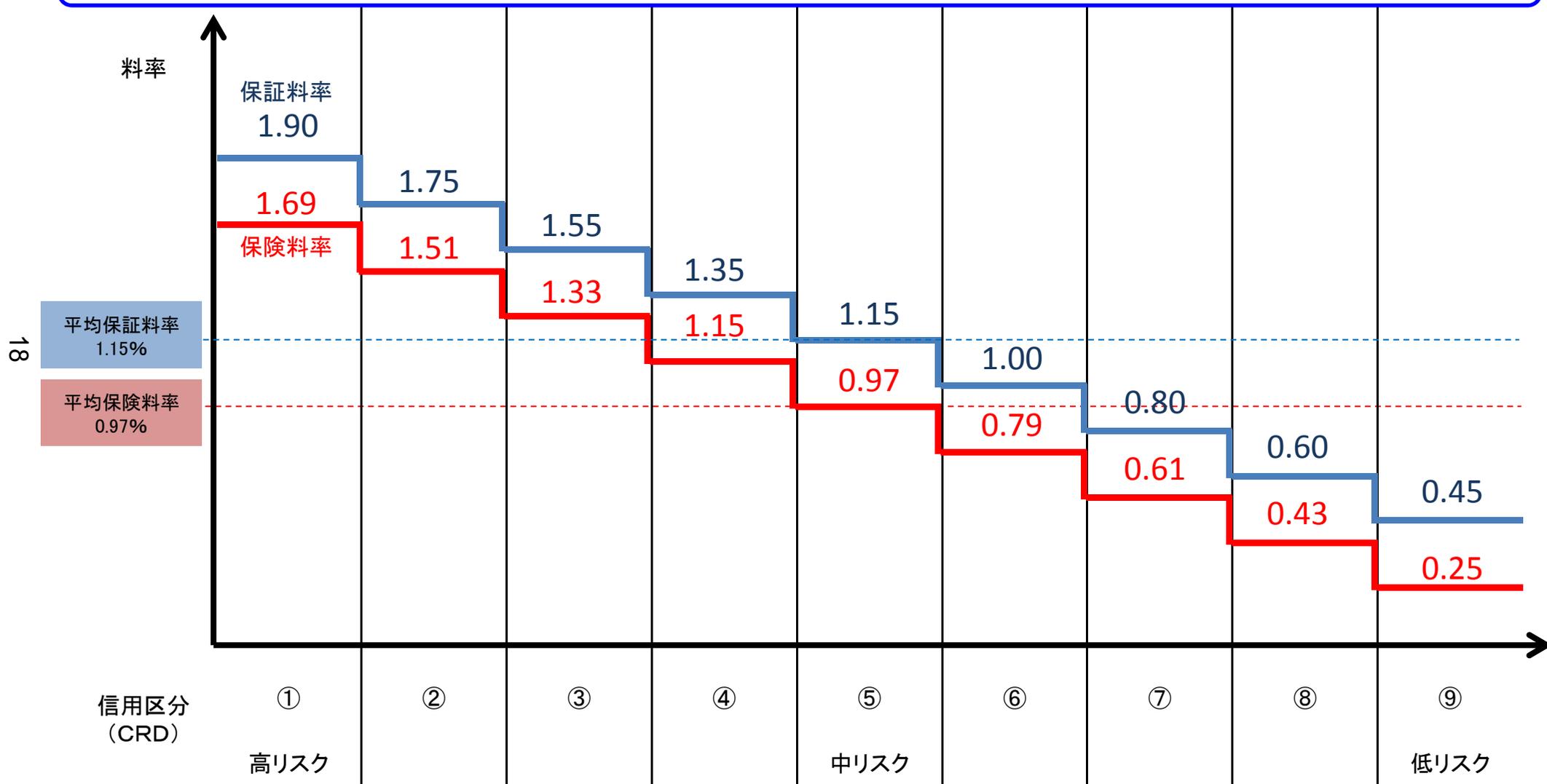
業種	資本金	従業員数
製造業等(建設業、運送業、不動産業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

※ただし、以下の業種は中小企業信用保険法施行令第1条1項の規定により、対象外。

- 一 農業
- 二 林業(素材生産及び素材生産サービス業を除く。)
- 三 漁業
- 四 金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)

# 信用補完制度：料率の弾力化（9段階料率）

○2006年4月より、中小企業者の信用リスクを考慮した9段階の料率体系を導入。



※ 2011年4月より、保険料率のみ0.1%の料率引上げ(0.87%→0.97%)を実施

# CRDの概要

## ○ CRD(クレジットリスクデータベース)とは

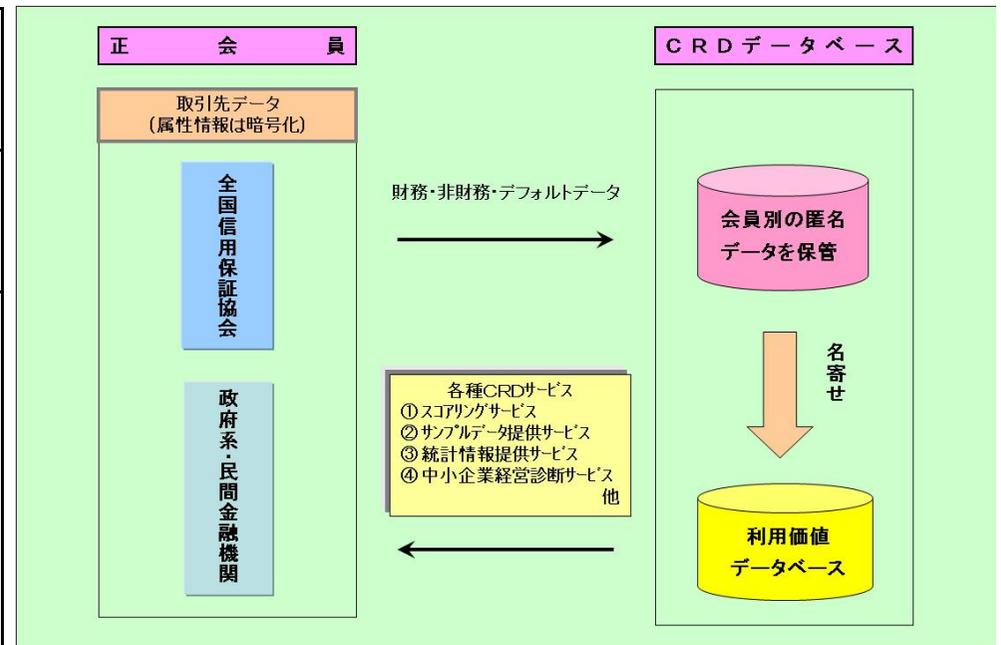
中小企業の信用リスクについて信頼性の高い評価を可能とするため、信用保証協会、政府系金融機関及び民間金融機関等が有する中小企業の財務・非財務情報及びデフォルト情報を基にした「中小企業信用リスク情報データベース」であり、中小企業の信用リスクの定量的評価に寄与。

※ 本データベースの構築・運用・・・一般社団法人CRD協会

### (CRD協会の概要)

会員数	185会員(有料)(2012年4月1日現在) (内訳:52信用保証協会、3政府系金融機関、 125民間金融機関、5格付機関等)
データの蓄積	債務者数 3,013千件(2012年10月末現在) (内訳:法人2,020千件(うちデフォルトデータ294千件) 個人事業主993千件(うちデフォルトデータ141千件))
設立経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2001年3月 中小企業の経営データ(財務・非財務データ及びデフォルト情報)を集積する機関として、全国52の信用保証協会を中心に任意団体「CRD運営協議会」として設立。</li> <li>・2001年4月 システムの試行運用開始。</li> <li>・2005年4月 有限責任中間法人として法人格取得、「CRD協会」に。</li> <li>・2009年6月 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴い、「有限責任中間法人」から「一般社団法人」に移行。</li> </ul>

### (CRDの仕組み)



(出所:CRD協会資料)

## (参考) 信用保証協会の概要

法人の形態	認可法人
設立根拠法	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
法人数	52協会 (各都道府県で47法人、市を単位として5法人(横浜、川崎、名古屋、岐阜、大阪))
職員数	6,145名(2012年3月末現在)
業務内容	中小企業者の借入に係る債務の保証
利用対象者	中小企業者 (商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等)
利用者数	約154万社(2011年度末) (中小企業者全体(約420万社)の約4割に相当)
保証債務残高 (金額・件数)	金額 34.4兆円(2011年度末) 件数 328.2万件(同上)
保証承諾実績 (金額・件数)	金額 11.6兆円(2011年度末) 件数 87.0万件(同上)

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果（抜粋）  
 「規制・制度改革に係る追加方針」（抜粋）平成23年7月22日閣議決定

規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定） における決定内容				所管 省庁	実施状況
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施 時期		
3. 農林・地域活性化分野					
⑫	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化による資金供給の円滑化  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     右記①                      ・・閣議決定の内容等に応じて対応が行われ、事案そのものが既に解決したもの                      【評価：○】                      （平成24年6月29日公表のフォローアップ調査結果より）                 </div>	①民間活力の活用の趣旨を踏まえ、農林水産省は基金協会に対し、銀行等による利用促進の方針を徹底する。そのため、銀行等による基金協会利用が進んでいない地域においては、農林水産省は経済産業省の協力を得て、地域金融機関の取組状況の実態把握を行う。	平成23年度中措置	農林水産省、経済産業省	（農林水産省） ①農林水産省では、基金協会の役員等が参集する全国会議（平成23年6月20日「農業信用保険運営協議会」）等に参加して、銀行等の一層の利用促進を周知しており、今後も機会ある毎に、こうした場を活用しながら、農業者等の円滑な資金調達に資するため引き続き利用促進の方針を徹底する。 さらに、銀行等による基金協会利用が進んでいない地域の金融機関の取組状況について、経済産業省の協力を得て、2月15日、16日及び3月1日、2日に実態把握を行った。（経済産業省） ①銀行等による基金協会利用が進んでいない地域に対して、農林水産省及び経済産業省が協力し、2月15～16日、3月1～2日に地域金融機関に対してヒアリングによる実態調査を実施した。

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果（抜粋）  
 「規制・制度改革に係る追加方針」（抜粋）平成23年7月22日閣議決定

規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定） における決定内容				所管 省庁	実施状況
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施 時期		
3. 農林・地域活性化分野					
⑫	農林水産業信用保証保 険制度と中小企業信用 保険制度の連携強化に よる資金供給の円滑化	②利用者の利便性向上の観 点から、審査ノウハウや事務 手続の向上を図るため、信用 保証協会と基金協会との合同 での研修の実施等を行う。	平成23 年度着 手、でき る限り早 期に措 置	農林 水産 省、 経済 産業 省	（農林水産省、経済産業省） ②平成23年9月30日に基金協会の 管理実務担当者向けの研修会が 開催され、同研修会の中で、社団 法人全国信用保証協会連合会の 担当者を講師として、保証協会の 現状等を含めた研修を実施。今後、 一層の利用者の利便性の向上を図 る観点から、引き続きこうした研修 の場を活用し、互いのスキル向上 に資することとして参りたい。
右記② ・・閣議決定の内容 等に応じて対応が行 われ、事案そのもの が既に解決したもの 【評価：○】 （平成24年6月29日 公表のフォローアッ プ調査結果より）					

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果（抜粋）  
 「規制・制度改革に係る追加方針」（抜粋）平成23年7月22日閣議決定

規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定） における決定内容				所管 省庁	実施状況
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施 時期		
3. 農林・地域活性化分野					
⑫	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     右記③                      ・・閣議決定のとおり検討や論点整理が行われたもの                      【評価：△】                      （平成24年10月4日公表のフォローアップ調査結果より）                 </div>	③農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制を構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者に対しては、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点を踏まえた事務手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制を構築する。	平成23年度着手、できる限り早期に措置	農林水産省、経済産業省	（農林水産省、経済産業省） ③上述のとおり実施した実態調査による事例の収集等、他業態から農業に参入した事例を含めて、両制度の対象業種を明確にした事例集を7月中に作成する予定であり、同事例集を活用して利用者の利便性が損なわれないように事業者や金融機関等に周知徹底を図っていく。 さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者の負担軽減等が図られるよう、基金協会と保証協会間での連携強化を改めて周知徹底する文書を、同事例集作成後直ちに主務省から発出し、一層の連携を図り利用者の利便性確保に向けた円滑な保証引受けのための体制を構築する。

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果（抜粋）  
 「規制・制度改革に係る追加方針」（抜粋）平成23年7月22日閣議決定

規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定） における決定内容				所管 省庁	実施状況
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施 時期		
3. 農林・地域活性化分野					
⑫	農林水産業信用保証保 険制度と中小企業信用 保険制度の連携強化に よる資金供給の円滑化	④農林水産省が基金協会の 保証料率の見直し等の検討を 行うに当たり、経済産業省は、 中小保険の制度設計に関す る情報提供を行う。	平成23 年度検 討開始、 平成24 年度中 に結論	農林 水産 省、 経済 産業 省	（農林水産省） ④農林水産省は基金協会の保証 料率の見直し等について、経済産 業省から中小企業CRDの制度設 計に関する情報提供を得つつ、保 険機関でもある独立行政法人農林 漁業信用基金の次期中期目標（平 成25年度～）とも連動させた上で、 平成23年度から関係機関と十分協 議し、平成24年度中に一定の結論 を得る。 （経済産業省） ④農林水産省が基金協会の保証 料率の見直し等の検討を行うに当 たり、経済産業省からは、中小企業 CRDの制度設計に関する情報提 供等を行う。
右記④ ・・閣議決定のとおり 検討や論点整理が 行われたもの 【評価：△】 （平成24年10月4日 公表のフォローアッ プ調査結果より）					

「農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化による資金供給の円滑化」について

2012年11月27日

規制・制度改革委員会委員

大上 二三雄

本件についての円滑な議論の観点から、以下の論点を参考として提示する。

- 一 農業信用保証保険の保証料率は、制度資金ごと一律となっており、利用者の経営努力が反映されていない。  
一方、中小企業信用保険は利用者のリスクに応じた段階的保証料率となっている。
- 二 利用者の業種・資金用途によって、農業信用保証保険か中小企業信用保険かを使い分けることとなるが、対象範囲の基準が不明確である。

これらを改革することで、法人経営の農業者に限らず全農業者に、財務諸表の重要性、資材調達工夫等によるコスト削減等の意識が浸透し、農業者の経営力強化に繋がり、延いては、農業の成長産業化に資するのではないか。

以 上

# 農業用施設用地の大規模野菜生産施設等 建築による農地転用基準の見直し

平成 2 4 年 1 1 月

**農林水産省**

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果(抜粋)

「規制・制度改革に係る追加方針」(抜粋)平成23年7月22日 閣議決定

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定) における決定内容				所管省庁	実施状況
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期		
3. 農林・地域活性化分野					
④	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し	ビニールハウス内の土地にコンクリートがある場合でも、その土地が全体としてみれば農地法上の「農地」と扱うことができるかを含め、現場の実態を踏まえ、農地の保全を行うという考えの下、農地扱いに関する基準の明確化等を検討し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、平成24年度中に結論	農林水産省	実際の園芸用施設の設置工事におけるコンクリート打設工法等について、現場の実態を把握するため、関係団体等から情報収集を行っている。今後、更に情報収集に努め、平成24年度中に結論を得る予定である。

○ 規制仕分け(平成23年3月6日)結果(抜粋)

B-3 農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準

**WGの評価結果**

**改革の方向性:**

簡易型のビニールハウスで全面コンクリート貼りのときに、農地扱いを  
検討する。

農地扱いに関するルール・基準を明確化に向けて検討する。

**留意点:**

農業の六次産業化に向けて農地の確保と生産高の向上は重要。

植物生産施設の扱いについて、大きな政策の中でどのように位置づけられるか検討。

**とりまとめ内容**

とりまとめ結果としては、見直しを行うが6名で、見直しを行わないが2名となった。見直しを行う6名の内訳は、分科会提案どおり見直しを行うが1名、ビニールハウスで全面コンクリート貼りのときに農地扱いを検討するが4名、農地扱いに関するルール基準を明確化すべきが3名。

見直しの方向では、ビニールハウスの全面コンクリート貼りにおいて、巨大工場ではない、簡易型のビニールハウスでは農地扱いとなるよう検討いただきたい。また、農地扱いに関するルール・基準を、農林水産省において明確化に向けて検討してもらいたい。

その際の留意点では、農業の6次産業化に向けて、農地の確保、生産高の向上が重要であることは、共通認識となった。さらに、植物生産施設の扱いについても大きな政策の中でどのように位置づけるか検討いただきたい。

日本の農業は大きな転換点にある。農地について現行制度を基本に何か改善できることはないか、「食と農林漁業の再生実現会議」の中でもしっかり考えてほしい。

# 農地の定義等について

## 農地法(昭和27年法律第229号)

(定義)

第二条 この法律で「**農地**」とは、**耕作の目的に供される土地**をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

## 広辞苑

- 耕作 : 田畑を耕して穀物・蔬菜を栽培すること。
- 耕す : 作物を植える準備として、田畑を掘り返す。
- 栽培 : 食用・薬用・観賞用などに利用する目的で植物を植えそだてること。  
また、魚類などの養殖。

## 農地法詳解(和田 正明著(元農林省農地局長、農地法制定時に農地課長))

- ある土地が農地であるかどうかは、その土地の事実状態に基づいて、それが耕作の対象となる土地であるかどうかを判断してきめるべきもの
- 耕作とは、土地(及びそこに作られる作物)に労資を加え、いわゆる肥培管理を行なつて、作物を栽培すること

# 農地転用許可基準について

農業用施設については、周辺農地への日影や排水の影響や、効率的な農地利用への支障等がなければ転用許可は可能。

基準	一般施設	農業用施設
優良農地 (集团的農地、公共事業実施農地等)	×	○ (周辺農地の営農への影響等がないことが条件)
優良農地の周辺農地 (小規模の生産性の低い農地等)	△ (周辺農地の営農への影響等がないことが条件)	○ (同 上)
市街地に介在する農地	○ (同 上)	○ (同 上)

○：許可可能

△：市街地に介在する農地に立地できない場合に限り許可可能

×：許可不可

農業用施設： 畜舎、温室、農産物の生産・集荷・調整・貯蔵・出荷に供する施設、堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納倉庫、農畜産物を原材料として使用する製造・加工施設、農作業準備休養施設、土地改良施設 等

# 大規模野菜生産施設等の農地法上の取扱いについて

## 植物工場等の大規模農業用施設用地(全面コンクリート貼りの土地)を「農地扱い」とした場合の問題点

1. 上記施設の建設により、周辺の農地の営農に日影や排水の問題が生じたり、作業効率が落ちるなどの影響が出るおそれがあるにもかかわらず規制できない。
2. これまで農地転用し、又は農地以外に設置した上記施設の用地についても、今後は「農地」となり、その売買、貸借に、農地法の規制がかかることとなり(規制強化)、大きな混乱をまねくことになる。

# 建物の内部や屋上を利用した農作物栽培の例

コンクリートで地固めした大規模野菜生産施設等を「農地」とした場合、以下のような建物内部や屋上を利用した農作物栽培についても「農地」として扱うこととなるが、一般的な認識としてもこうした栽培敷地を「農地」として扱うことは不適切ではないか。

## 建物内部での農作物の栽培



植物工場



ビル内部での栽培

## 屋上を利用した農園



屋上の貸農園

# (社)日本施設園芸協会の見解

## 規制仕分けの評価結果について

- 「簡易型ビニールハウス」とは、コストを抑えるために基礎を作らない地中差し込み型のパイプハウスのことであることから、簡易型のビニールハウスで全面コンクリート張りの施設はあり得ない。

(参考)

床面にコンクリートを打設する場合、材料費のみで10a当たり200万円ほどと高額であり施工日数もかかる。最近では「アグリシート」など安価なフィルム素材が開発(10a当たり20万円)され、アグリシートのみでの施設が増加。

## 園芸用施設の基礎部分について

- 建設コストの低減の結果、野菜工場等の一部の施設以外では基礎にコンクリートを使わない工法など簡易な工法が主流。

今後の方向性

- 耐久性能(耐風速50m/sec等)を維持しつつ、工期短縮を含むコスト低減が命題。
- 基礎にコンクリートを使わず、ユニット工法による工期短縮やトラス構造による部材費の削減などを図った超低コスト耐候性ハウスが出現。

# 低コスト耐候性ハウスの例

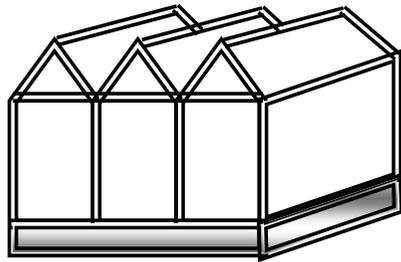
## ○低コスト耐候性ハウス

一般的に普及している鉄骨補強パイプハウス等の基礎部分や接合部分を、強風や積雪に耐えられるように補強・改良することで十分な強度を確保したハウス。設置コストを鉄骨ハウスの7割程度まで低減。

## ○超低コスト耐候性ハウス

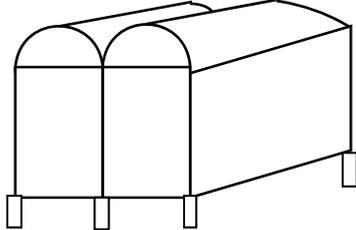
自動車産業の軽量鋼材や住宅産業の短期工法等を応用し、鉄の使用量低減や工期の短縮等を実現し、鉄骨ハウスと同等の耐候性を備えつつ、設置コストを鉄骨ハウスの6割程度まで低減したハウス。

鉄骨ハウス



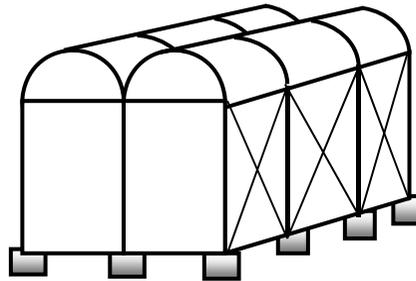
- ・丈夫であるが高価
- ・全国的に普及率が低い。  
(約1,200~1,500万円/10a)

鉄骨補強パイプハウス



- ・強風等に弱い  
(約750~900万円/10a)

低コスト耐候性ハウス



- ・台風災害等に強い
- ・設置コストが鉄骨ハウスの概ね7割以下  
(約900~1,100万円/10a)



ソイルセメントによる基礎部の補強

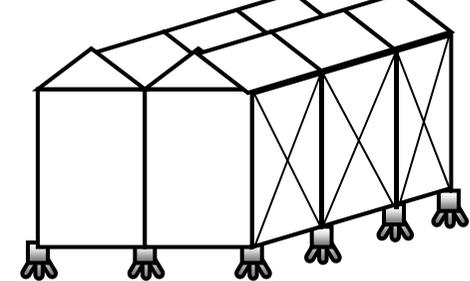


接合部分の強化



ブレースの増設

超低コスト耐候性ハウス



- ・台風災害等に強い
- ・設置コストが鉄骨ハウスの概ね6割以下  
(約750~900万円/10a)



屋根ユニット工法

屋根部構造を薄板軽量形鋼でユニット化し、地上で鋼材を組み立て、その後クレーンで吊り上げて組み立てる手法。



パイプ基礎工法

鋼管を斜めに地中に打ち込むことにより、耐候性を確保。

# 渡辺パイプ株式会社の例

商品名：‘UKトラス20ストロング’

## 【ハウスの特徴】

①風と雪に強いパイプハウス、なお、トラス構造のため、採光性大幅アップ。

耐久性能：●耐風速：43～47m/sec ●積雪荷重：45～50kg/m<sup>2</sup>

②新発想のトラス（三角）構造と屋根アーチパイプに新高張力鋼管「タフパイプ」を採用し強度アップと従来型より低コストを実現。

③間口7.2、6.3、6.0、5.4mの4規格より作物環境にあわせて選択可能。

〔‘UKトラス20ストロング’の間口別耐久性能〕

商品名/形式	2054S	2060S	2063S	2072S
 積雪 (kg/m <sup>2</sup> )	50	47	47	45
 風速 (m/sec)	47	43	43	47
 カーテン取付高さ (mm)	1900	1900	1900	1900
 透影性能 (%)※3	89	89	89	88



UKトラス20ストロングの内部

# 大規模施設園芸／植物工場について



千葉大学大学院園芸学研究科 准教授 丸尾 達



## 本日の話題提供

はじめに 農水省植物工場拠点事業について

- 1) 農業人口の高齢化・担い手不足の現状と大規模施設園芸／植物工場に対する期待
- 2) 施設園芸／植物工場の歴史
- 3) 大規模施設園芸／植物工場とは



# コンソーシアム単位で競争・協調

- 生産者、新規参入企業等にわかりやすい実証展示
- 競争的環境を整えることで、技術の見える化を促進
- 生産性の**競争・協調**
- 施設・設備性能の**競争・協調**
- 栽培技術・品種・管理技術の**競争・協調**
- コスト・環境技術の**競争・協調**

国際標準の植物工場施設・設備・技術の確立  
国際競争力の強化・拡充  
海外展開を見据えた拠点形成  
各種研修・技術サポートをサポートする拠点形成

## 柏の葉キャンパス 農水省植物工場プロジェクトの敷地

17.5 ha

TX-柏の葉キャンパス駅に隣接



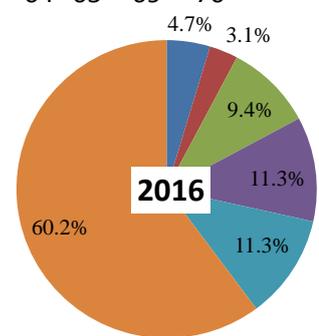
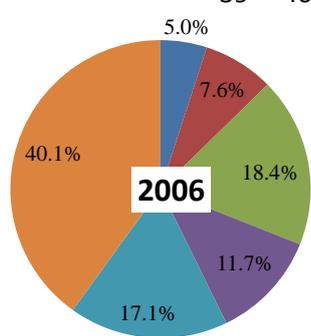
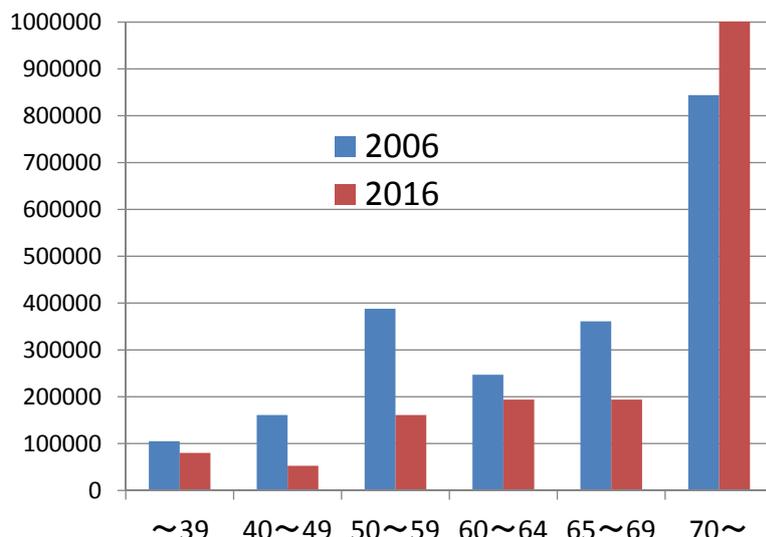
合計床面積 13,350 m<sup>2</sup>

太陽光型5棟、人工光型2棟、  
研修施設、育苗施設、選果・出荷  
施設、廃棄物処理施設

コンソーシアム参加企業 約60社

誠和、イワタニアグリググリーン、JA全農、  
MKV-D、大仙、みらい、和郷、パナソニック  
電気、前川製作所、三菱樹脂、三菱電  
機、ダイキン工業、東京電力、丸紅、岩谷  
産業等

# 急速に進む農業人口の高齢化・担い手の減少





朝取りレタスの収穫は、シーズン中投光器を利用して深夜0時から始まる

## 農業人口どこまで減少するのか

**量的減少** 1/3~1/4? 自然減+雪崩現象

**質的減少** (高齢化と篤農家技術の消失)

短期的課題・長期的課題

2020年農業生産力 対2005年比**25%減**(農水省試算)

労働集約的な園芸産業は??

企業化・大規模化を実現する必要がある?

企業が安心して投資できるような事業モデルを構築できなければ、人口減は止まらない。

儲からなければ、農業は続けられない。

重大なことは、農家人口の減少・高齢化は日本だけの問題ではないこと。中国・韓国も!! どこから輸入するのか?



初期の施設園芸(竹幌農ビトンネル育苗)



初期の施設園芸(昭和30年代の農ビ竹幌ハウス)

植物工場の基本要素「養液栽培」はここから始まった



ハイドロポニックファーム (1946) 東京調布市(22ha)

日本養液栽培研究会(JHS)



日本養液栽培研究会(JHS)



日本養液栽培研究会 (JHS)

## 既に世界レベルの 高度自動化ミツバ栽培

-船橋市 齊藤農園-



施設養液栽培システムによるミツバの栽培  
(補光なし:千葉県)



カゴメグループのトマト栽培システム(補光なし:千葉県)





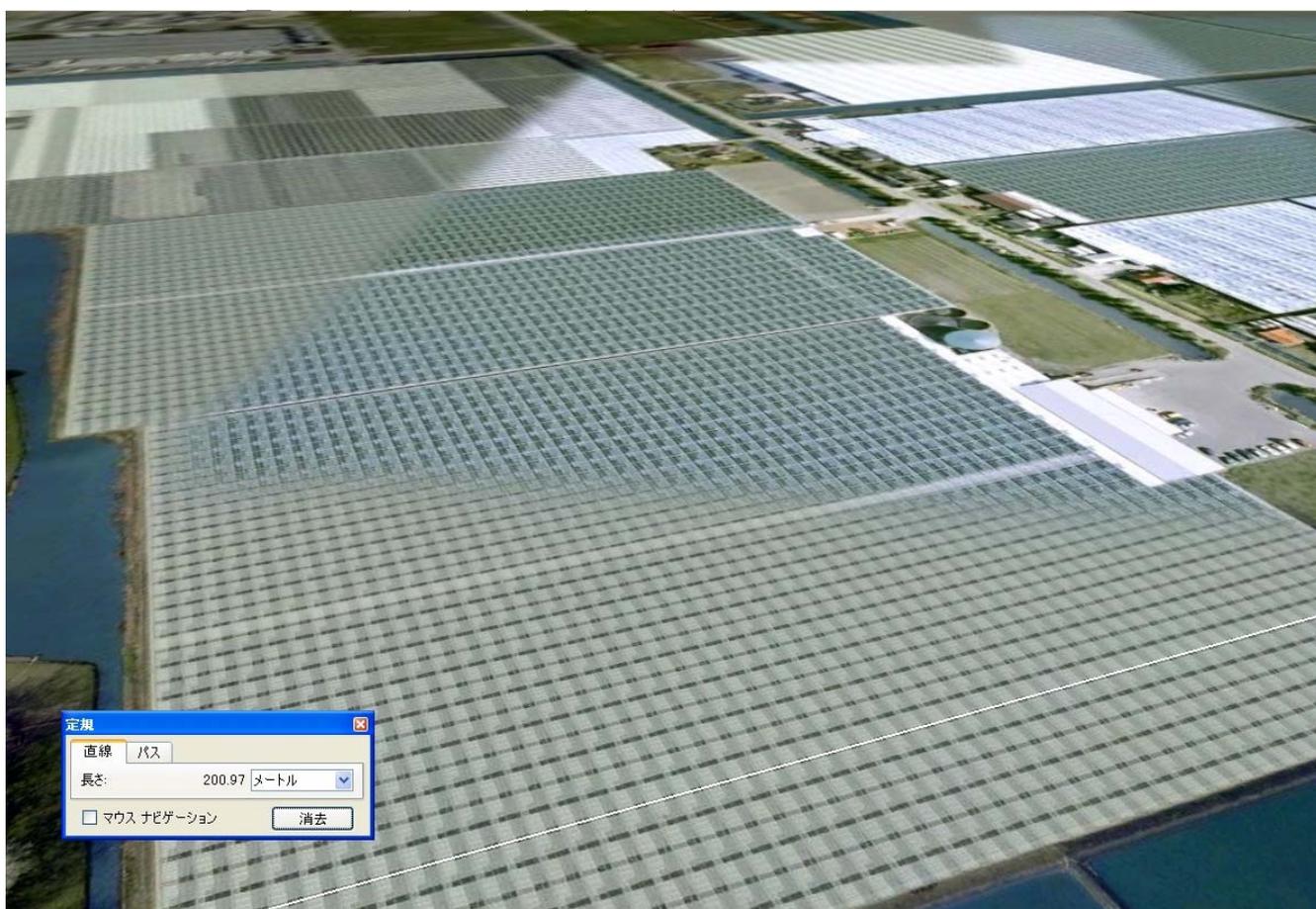
閉鎖型苗生産施設 徳島シードリング



低コスト型人工光植物工場  
千葉大学拠点(10段コンソ) 60~70円/株

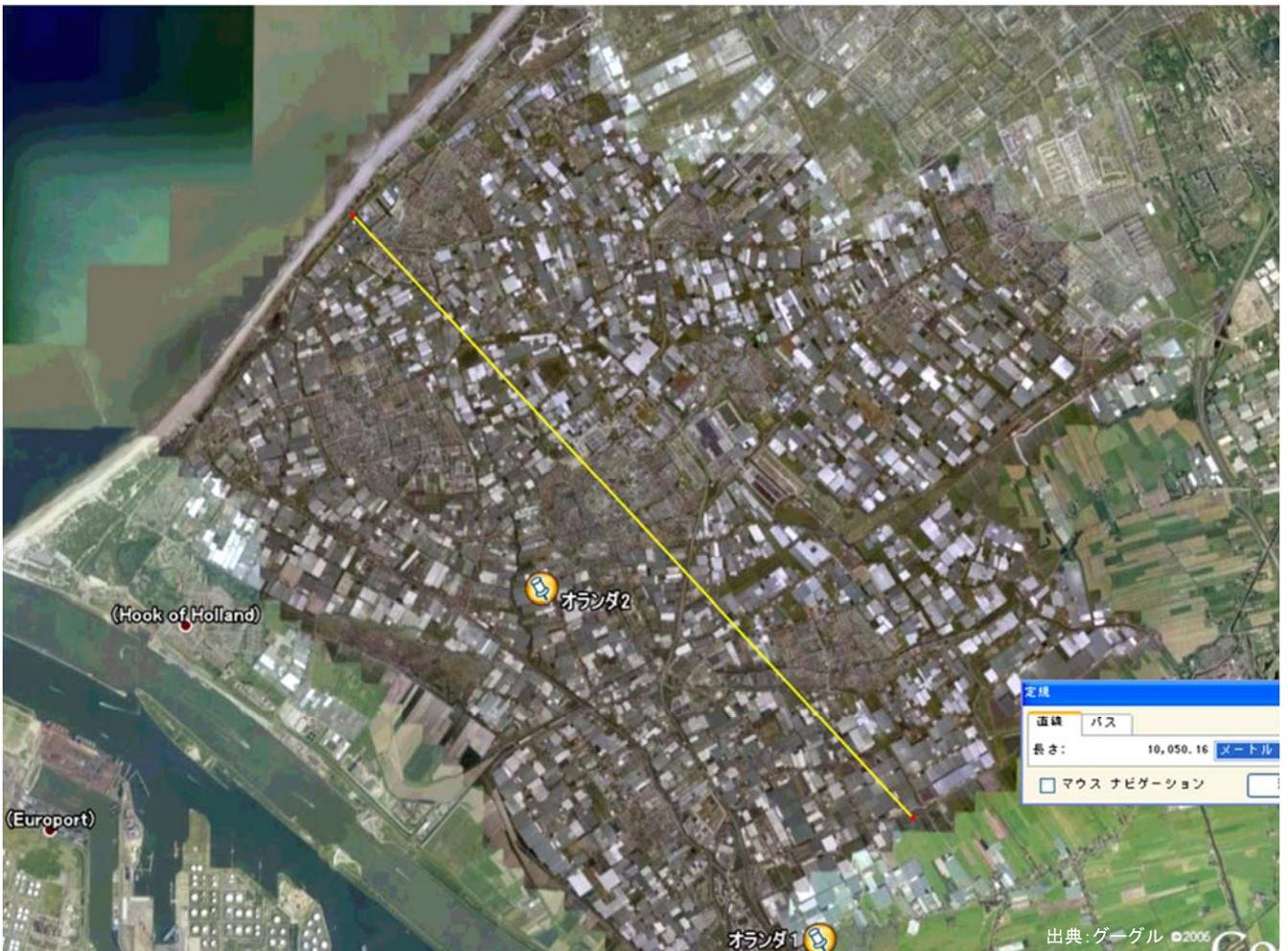
# 大規模施設園芸とは 世界の先端施設園芸の事例 (オランダ、スペイン、韓国、中国)

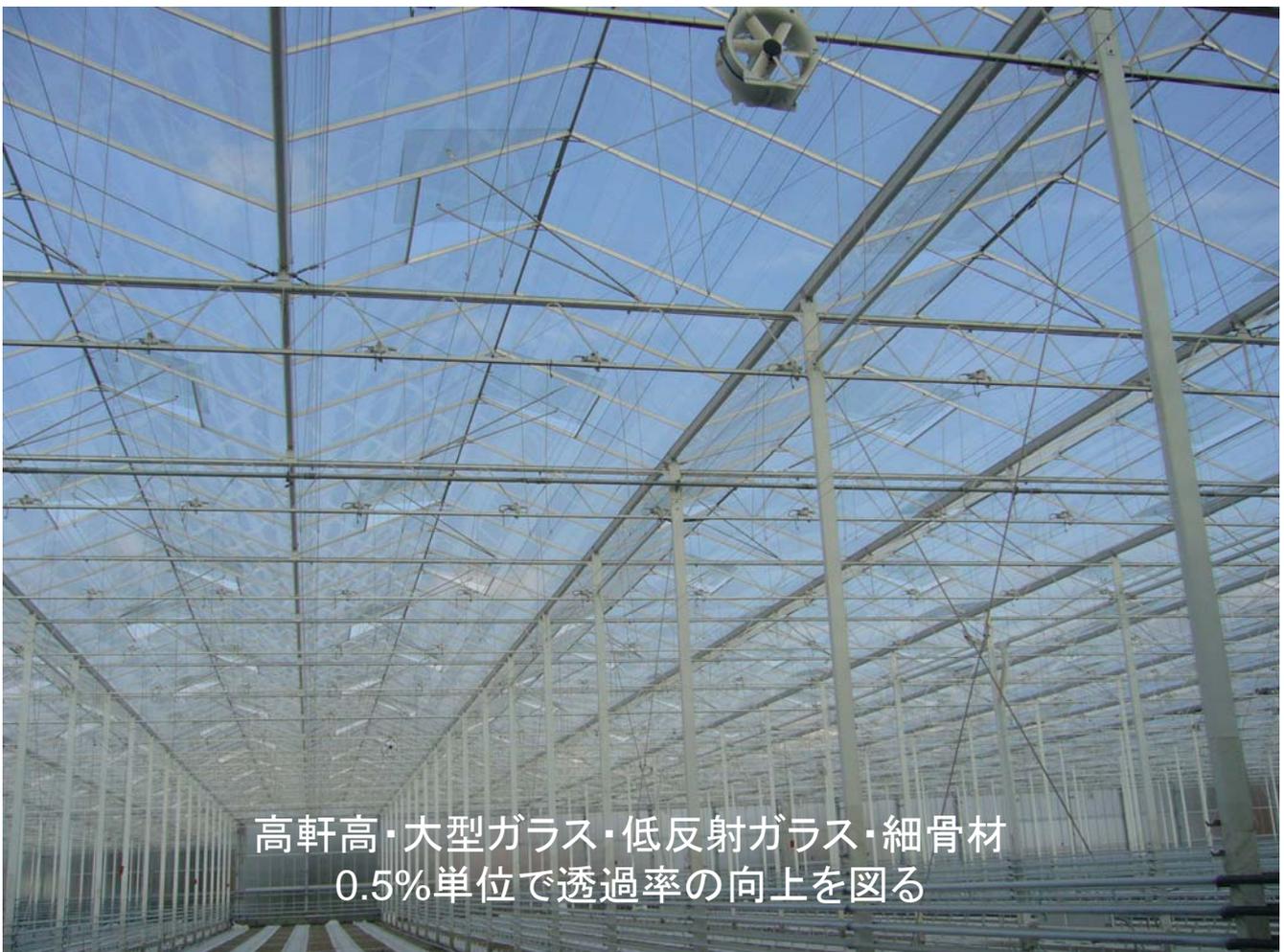
## 国内の現状

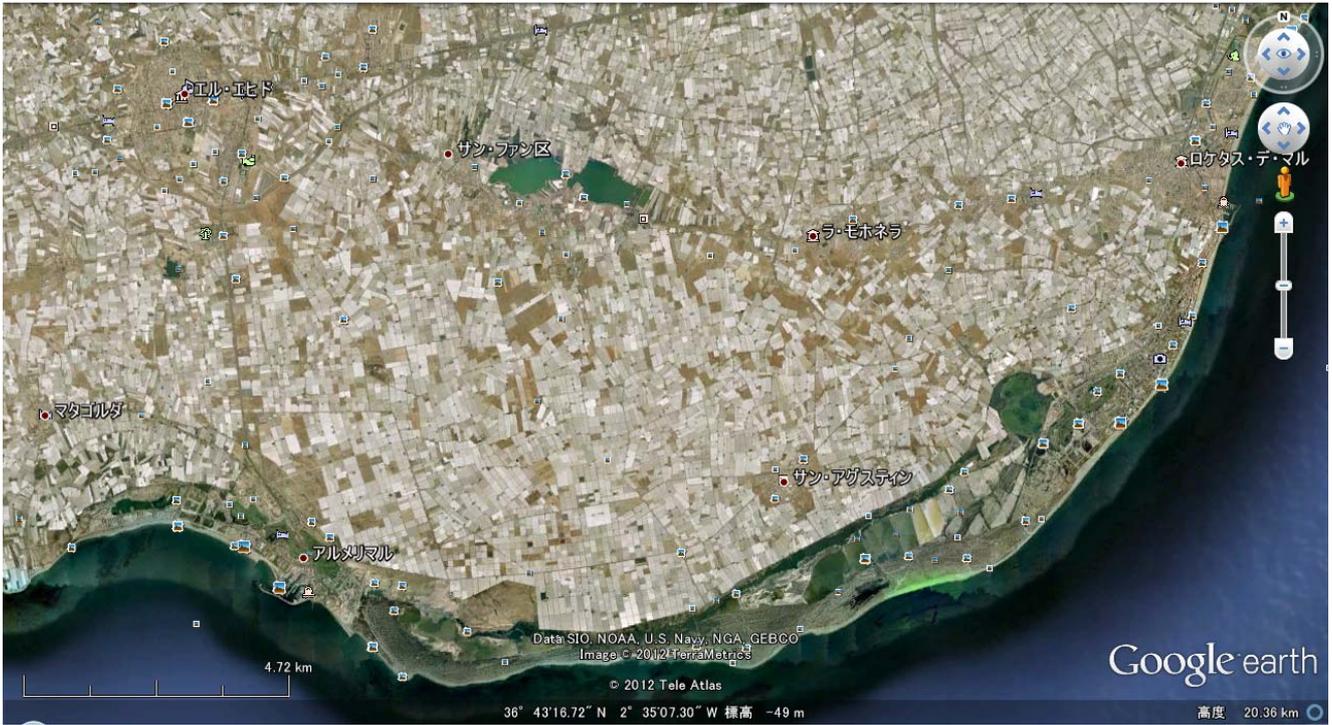


オランダー大規模化と集中により各種コスト縮減

出典:グーグル

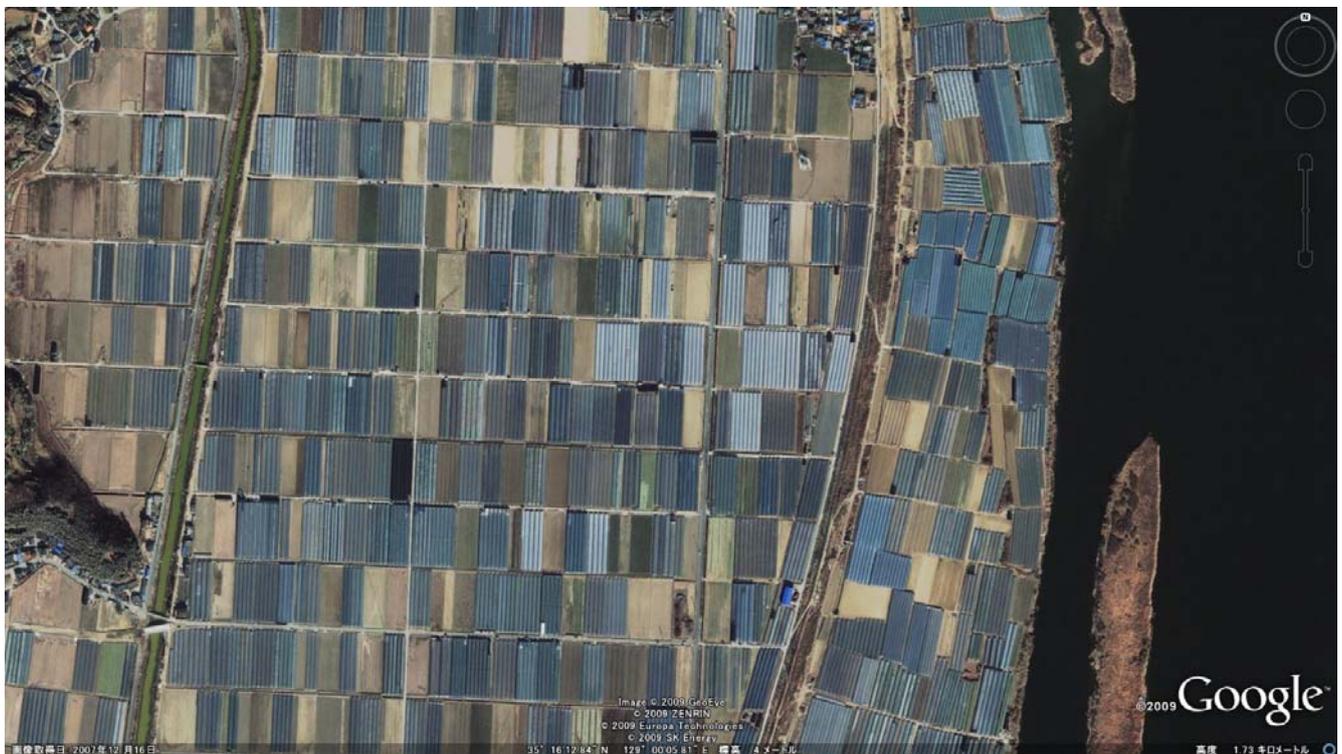
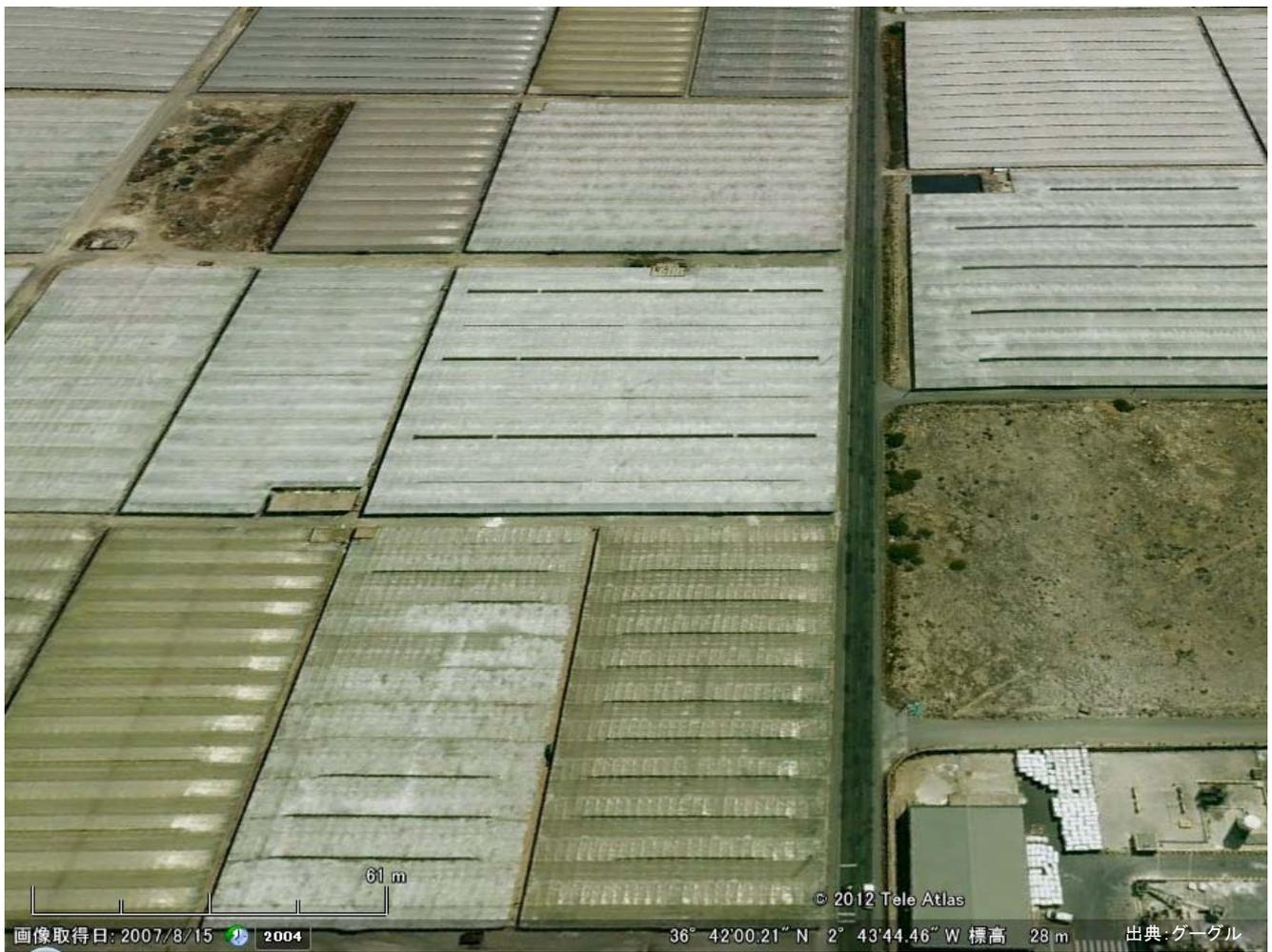






## スペイン-アルメリア地方には広大な園芸施設が広がる



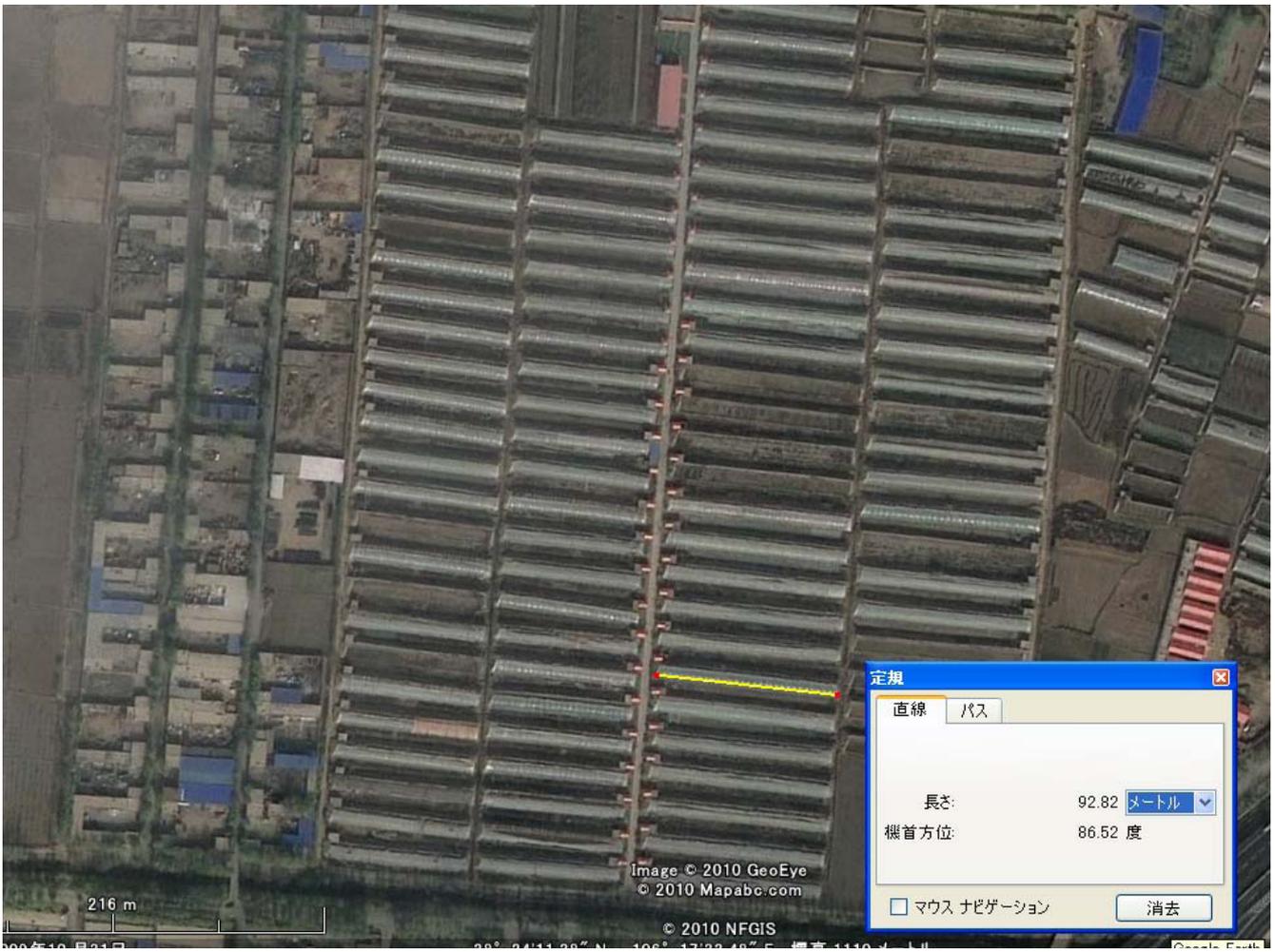


## 大規模施設が集積する韓国釜山空港周辺エリア



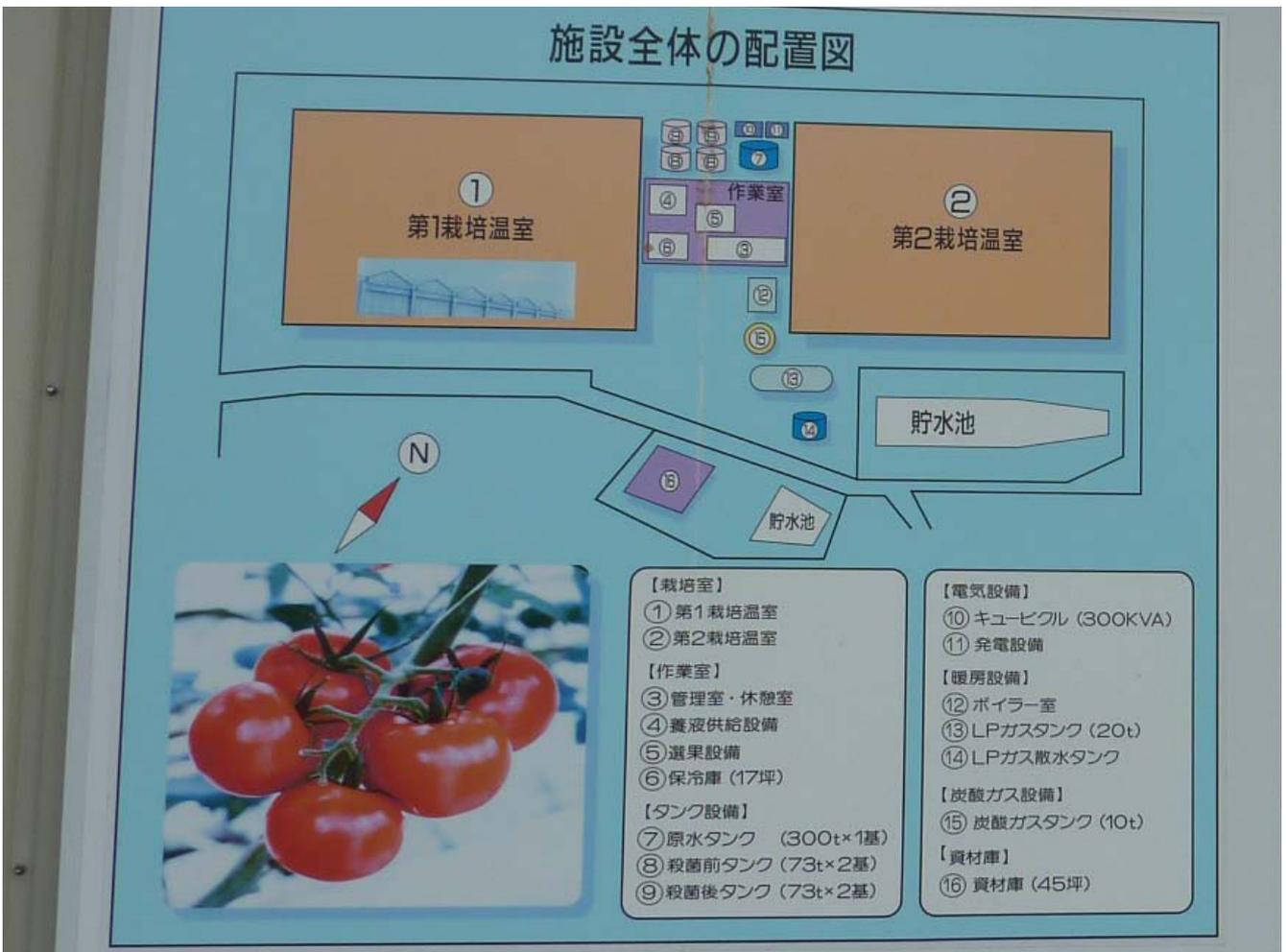
中国の施設園芸は300万ha 圧倒的な面積を有する  
日本4.9万ha、韓国5.3万ha、スペイン5万ha







オランダ型大規模温室 千葉県 山田みどり菜園(3ha)





新しい施設の形ーグランパ ドームハウス





被災地でも設置が進む大規模施設園芸  
さんいちファーム(宮城県)



一般にトイレや事務所の設置は認められず、  
仮設の施設が利用されている

「農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し」  
について

2012年11月27日

規制・制度改革委員会委員  
大上 二三雄

本件についての円滑な議論の観点から、以下の論点を参考として提示する。

- 一 近年、効率的な新たな生産手段による農作物の生産を行う植物工場等の大規模野菜生産施設が出現している。  
このような施設を農地に建設する際に、全面にコンクリートを貼る場合には転用しなければならない。  
これは、農地法において「農地」を「耕作の目的に供される土地」（耕作しようと思えば耕作できる状態の土地）と定義しているためである。  
このようなことから、現行の『農地』の概念が農業の成長産業化を促進する観点から妥当であるのか。
  
- 二 農地の集積化及び6次産業化が進む中、農地の一部にその農地で生産される農作物の生産性を向上させるための施設や作業を効率化する施設を建設したいと考える農業者も存在する。  
このような施設を農地の一部に建設する場合に、その部分を含み全体として農地としてみることで、農地全体としての農作物の生産性の向上及び作業の効率化を促進する必要があるのではないか。

以 上